

航空自衛隊美保基地

対象防衛関係施設 の所在地	鳥取県境港市	小篠津町二千二百五十八番地
対象防衛関係施設 の区域	鳥取県米子市	大篠津町及び葭津（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	鳥取県境港市	小篠津町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	鳥取県米子市	大篠津町、葭津及び和田町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	鳥取県境港市	幸神町、小篠津町、佐斐神町、財ノ木町、三軒屋町、誠道町（次の図面に示す部分に限る。）、中海干拓地（次の図面に示す部分に限る。）、新屋町（次の図面に示す部分に限る。）、麦垣町（次の図面に示す部分に限る。）、森岡町（次の図面に示す部分に限る。）、夕日ヶ丘一丁目及び二丁目並びに渡町（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯三十五度三十分三十七秒、東経百三十三度十五分十九秒の点 二 北緯三十五度三十分二十九秒、東経百三十三度十五分三十四秒の点 三 北緯三十五度三十分五秒、東経百三十三度十五分五十五秒の点 四 北緯三十五度二十九分五十一秒、東経百三十三度十五分五十九秒の点
次に掲げる点を順次に結んだ線及び五に掲げる点と十三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	五 北緯三十五度二十八分三十一秒、東経百三十三度十四分四十秒の点 六 北緯三十五度二十八分三十秒、東経百三十三度十四分十三秒の点 七 北緯三十五度二十八分四十秒、東経百三十三度十三分五十五秒の点 八 北緯三十五度二十八分三十九秒、東経百三十三度十三分八秒の点 九 北緯三十五度二十八分五十九秒、東経百三十三度十二分四十五秒の点 十 北緯三十五度二十九分三十六秒、東経百三十三度十二分	

		<p>四十五秒の点</p> <p>十一 北緯三十五度二十九分四十五秒、東経百三十三度十二分五十八秒の点</p> <p>十二 北緯三十五度三十分三十一秒、東経百三十三度十二分五十五秒の点</p> <p>十三 北緯三十五度三十分三十三秒、東経百三十三度十二分五十五秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

# 航空自衛隊美保基地周辺地域 (鳥取県境港市小篠津町2258番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

